

岩手県監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成28年5月13日

岩手県監査委員 高 橋 元
岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
田 高 禎 治	岩手県盛岡市紺屋町5番28-207号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成28年5月16日から平成29年3月31日まで